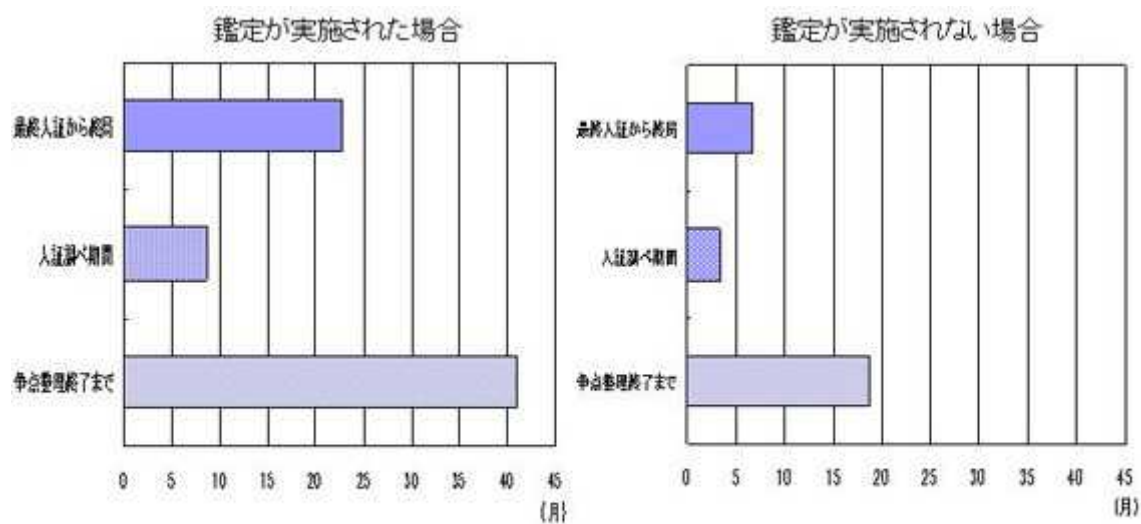


## 瑕疵主張のされた建築関係訴訟における鑑定



(注) 1 「争点整理終了まで」の区分は、争点整理終了日についての報告があった事件のみを対象とする。  
 2 「入証調べ期間」及び「最終入証から終結」の区分は、入証調べを実施した事件のみを対象とする。